

○山口県立大学授業科目履修規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 6-3 号)

改正	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日一部改正	平成 23 年 7 月 20 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 5 月 16 日
	令和 2 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日
	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則(平成 18 年規程第 1 号。以下「大学学則」という。)第 44 条及び第 55 条並びに山口県立大学大学院学則(令和 5 年規程第 1-2 号。以下「大学院学則」という。)第 28 条及び第 37 条の規定に基づき、授業科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第 1 条の 2 学部の授業科目は次のように区分し、区分ごとの授業科目、単位数及び履修方法は別表第 1 のとおりとする。

- (1) 学部又は学科の教育上の目的を達成するために必要な科目
- (2) 教職に関する専門科目
- (3) 司書に関する専門科目
- (4) 司書教諭に関する専門科目
- (5) 学芸員に関する専門科目
- (6) 登録日本語教員養成課程に関する専門科目
- (7) 社会福祉士養成に関する科目
- (8) 精神保健福祉士養成に関する科目
- (9) 保健師養成に関する科目

2 別科助産専攻の授業科目は、別表第 2 のとおりとする。

3 修士課程及び博士前期課程の授業科目は、別表第 3 のとおりとする。

4 博士後期課程の授業科目は、別表第 4 のとおりとする。

(多様なメディアを高度に利用する授業)

第 1 条の 3 大学学則第 44 条の 2 第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業、外国において履修させる授業、校舎及び附属施設以外の場所で行う授業については、毎年度のシラバスにおいてその旨を明記する。

(授業科目の履修届)

第2条 学生は、毎学期授業開始後2週間以内に、指定された方法により、履修しようとする授業科目の履修の届出を行わなければならない。

2 履修の届出がされていない授業科目については、単位の修得を認めない。

3 学部学生に係る各学期に履修できる科目に係る単位数の合計（卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。）は、原則として次の表の単位数を超えることができない。

学 部	学 科	上限単位数
国際文化学部	国際文化学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
	文化創造学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
	情報社会学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
社会福祉学部	社会福祉学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
看護栄養学部	看 護 学 科	26 単位
	栄 養 学 科	25 単位

4 前項の規定は、3年次編入学生、休学者又はその他やむを得ない事由のある者については、適用しない。

（履修の中止）

第3条 学生は、授業科目の履修を取り止めるときは、各学期の授業開始の日から4週間以内に、チューター教員又は指導教員を経由して教育研究支援部長に履修の中止を届け出るものとする。

（学業成績）

第4条 学業成績は、試験及び平素の成績による。

（学業成績の判定区分及びグレード・ポイント）

第5条 学業成績は「秀(100～90)」「優(89～80)」「良(79～70)」「可(69～60)」「不可(59～0)」の5区分で判定する。

2 グレード・ポイント及びグレードポイント・アベレージの運用については、別に定める。

（出席要件）

第6条 所定の授業時間の3分の2以上出席していない授業科目は、成績にかかわらず、単位の修得を認めない。

（修得単位の取扱）

第7条 修得した単位は、原則として放棄できない。

（試験）

第8条 試験は、定期試験及び平素の試験からなる。

2 定期試験は、各学期の終わりに期間を定めて行う。

3 定期試験は、実施の2週間前までにその日程並びに再試験の実施の有無、日程、方法等を掲示する。

4 定期試験の結果は、試験終了後1週間以内に発表する。

(試験時の不正行為)

第9条 試験において不正行為を行い、大学学則第61条の規定により懲戒を受けた学生については、当該不正行為を行った試験の単位だけでなく、その学期に関わるすべての履修科目の単位の修得を認めない。

(追試験)

第10条 病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該科目の試験開始時刻までにその事由を教育研究支援部教務部門に申し出るものとする。

3 前項の規定により申出をした者は、原則として当該授業科目の定期試験終了後教育研究支援部長が定める日までに、追試験願を学部長、研究科長又は別科長（以下「学部長等」という。）に提出するものとする。

4 追試験は、原則として欠席事由の消滅後1週間以内に行うものとする。ただし、4年次の授業科目の追試験については、定期試験期間終了後1週間以内に行う。

5 追試験の成績は、定期試験に準じる。

(再試験)

第11条 再試験を実施する授業科目の定期試験または追試験を受験し、成績評価が「不可」となった者は、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、再試験願を学部長等に提出しなければならない。

3 再試験願の提出期限は、原則として試験終了後教育研究支援部長が定める期日とする。

4 再試験の実施及び結果の確定は、原則として試験終了後教育研究支援部長が定める日までに行う。

5 再試験に基づく学業成績は、「可」又は「不可」とする。

(再履修)

第12条 単位の修得ができなかった授業科目については、再履修することができる。

2 再履修の届出は、通常の履修の届出と同一期間中に授業科目履修届を用いて行う。

(進級制限)

第13条 学部の学生については、次の各学年に進級基準の単位数（卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。）を設ける。

1 年次終了時 25 単位以上

2 年次終了時 55 単位以上

3 年次終了時 85 単位以上

2 前項に規定する単位数に達していない者には、原則として進級を認めない。

(学習支援及び退学勧告)

第14条 正当な理由なく、2年間の在学期間終了時に40単位未満、4年間の在学期間終了時に80単位未満の単位修得しかできない者で、3学期連続して学期GPAが2.00に達しない学部学生については、必要な学習支援を行うものとする。

- 2 前項の学習支援を行ったにもかかわらず成業の見込みがないと認められる場合には、学長は、大学学則第61条第2項第2号の定めるところにより、本人及び保護者に対して退学を勧告することができる。

(所属学科以外の授業科目の履修)

第15条 大学学則第48条の規定に基づき所属学科以外の授業科目の履修の許可を受けようとする者は、他学部(学科)授業科目受講願を所属する学部の学部長に提出しなければならない。

(所属専攻以外の授業科目の履修)

第16条 大学院学則第31条の規定に基づき所属専攻以外の授業科目の履修の許可を受けようとする者は、他研究科(学部)授業科目受講願を所属する研究科の研究科長に提出しなければならない。

(他の大学等の授業科目の履修)

第17条 大学学則第53条及び大学院学則第36条の規定に基づく他の大学等の授業科目の履修については、山口県立大学他の大学等の授業科目の履修等に関する規程による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年3月31日以前に入学した学生については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成16年4月1日以降に転入、編入学又は再入学した学生については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則(平成19年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年3月31日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程第 13 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 20 日)

この規程は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 16 日)

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 令和5年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の山口県立大学授業科目履修規程別表第1から別表第4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和5年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学する者に係る授業科目等は、改正後の山口県立大学授業科目履修規程別表第1から第4までの規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和6年4月1日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和6年3月31日に山口県立大学社会福祉学部 に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和6年3月31日に山口県立大学看護栄養学部栄養学科に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目等は、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和6年4月1日以後に履修する「家庭電気・機械」及び「情報と社会」については、改正前の別表第1の2(3)⑥の必修科目から別表第1の2(4)②の選択科目に改めて適用する。
- 4 令和6年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和7年4月1日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和7年3月31日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。